

郡上市住民自治基本条例

『市民が主人公のまちづくり』

【第1回】

住民自治基本条例とは

住民自治基本条例とお聞きになると、何か難しいと思われる人も多いかと思いますが、市民のみなさんの参画によるまちづくり、市民、議会、市長等の協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりやそれぞれの役割を定めたものです。

まず第1回目は、条例の目的や基本理念、また基本原則についてご説明します。なお郡上市ホームページでは、詳細なご説明をしており、またパンフレットもありますので、お気軽にお問い合わせください。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げる理念を明らかにし、まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

- この自治基本条例が達成しようとする目的を定めています。
- 市民、議会及び市長等が、それぞれの役割や責務等を分担し、協力しあいながら、いつまでも住み続けられる郡上市をつくるために、本条例では、市政運営の基本原則や協働によるまちづくりを進めるための仕組み等を定め、その方向性や考え方を明らかにします。

第2章 基本理念

(基本理念)

第4条 まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指します。

- まちづくりの基本的な考え方を示すものです
- 地方分権改革が進み、国や県から市へとより市民に近いところに政策決定の場が移る中、市民の意思と責任に基づいた市政運営の必要性が高まっています。市内においても、自主的に地域の課題解決等に取り組もうとする市民の活動が広がってきており、こうした流れの中、市民がまちづくりの主人公として、市民同士、または市民と議会、市長等と協働しながらまちづくりを進めていくという考え方を基本理念として定めています。



第3章 基本原則

第5条 市民は、議会及び市長等とともに、次に掲げる事項を基本として、まちづくりを推進します。

- (1) 市民は、積極的な市政参画に努め、議会及び市長等は市民の市政への参画を推進します。
- (2) 市民、議会及び市長等は、お互いに情報の共有に努めます。
- (3) 市民、議会及び市長等は、協働によるまちづくりに努めます。
- (4) 市民、議会及び市長等は、市内それぞれの地域にある多様な地域資源を活用したまちづくりを進めます。

この条例で定める基本理念に基づき、市民と議会及び市長等がまちづくりを進めるための基本的なルールとして、四つの原則を定めています。

- (市民参画) 市民の意思に基づいたまちづくりを進めるために、市民の積極的な市政への参画は基本です。また、議会及び市長等は、協働に関するルールづくりや仕組みを整える等、市民が市政に参画しやすい環境づくりに努めなければなりません。
- (情報の共有) まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市長等が共有すべき財産です。それぞれが保有する情報を提供し合い、情報の共有化を進めることは、まちづくりを行う上で最も基本的で、重要な事項です。
- (協働によるまちづくり) まちづくりは、市民、議会、市長等それぞれが役割と責務を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、対等な関係で協力して取り組むことが必要です。
- (地域資源の活用) 郡上市は、広大で、多様な気候風土の中、それぞれの地域において長年培ってきた文化があります。それらを次の世代に引き継ぐことは私たちの役割であり、歴史、自然、人材を含め地域資源をいかしたまちづくりを進めることを一つの原則とします。

市民とは

- 市内に住む人
- 市内で働く人、学ぶ人
- 市内で事業活動を行う事業所
- 市内で活動する団体等

市長等とは

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます

全4回のシリーズ(「住民自治基本条例とは」「役割」「市民参画及び協働」「市政の運営」)でご紹介します。第2回は「役割」です。

☎ 市長公室企画課 ☎ 67-1831